公益財団法人全日本柔道連盟 登録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟定款第53条の規定に基づき、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)の会員登録(以下「登録」という。)に関し必要な事項を定める。

(登録の義務)

第2条 本連盟から会員として認定を受けようとする者は、次条に定める会員資格のうちいずれかの 資格で本連盟に登録しなければならない。

(会員資格)

第3条 本連盟の会員資格は、次の各号に掲げるものとする。

なお、個人の会員資格は、本規程第4条に定めるところに従い、原則として、登録をしようとする者が選択することができる。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(個人会員登録)

- 第4条 個人会員資格による登録は、以下の者について行う。
 - (1) 本連盟および加盟団体、その他の下部組織(以下「本連盟等」という。)の主催、 共催、後援または所管に係る競技会に選手として出場しようとする者
 - (2) 審判員・監督・コーチ等、競技者に対する指導的な活動をしようとする者
 - (3) 本連盟・都道府県柔連(協会)の役員
 - (4) 本連盟等の提供する教室等のプログラムに参加しようとする者
 - 2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役員等、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。
 - 3. 本部会員は、本連盟の役員および職員、公益財団法人講道館の役員および職員、本連盟の理事会が承認した者とする。
 - 4. 個人会員登録者は、団体会員登録が完了している団体に所属しなければならない。
 - 5. 休会員は、出産、育児、業務多忙、傷病等(以下「出産・育児等」という。)の特別の事情を有する者が、休会届を提出することにより管轄する団体から休会を認定された者とする。なお、休会期間は、1年、2年、3年とする。

(団体会員登録)

- 第5条 団体会員資格による登録は、本連盟等の事業において、団体名の使用、団体試合への出場等、 団体としての権利を行使しようとする団体について行う。
 - 2. 団体会員資格による登録は、原則として、公認柔道指導者資格を有する指導者がおり、かつ、個人会員登録をした者が複数いる団体について行う。但し、中学校および高等学校において、

部活動の顧問が公認柔道指導者資格を有していない場合であっても、所属長(学校長)を団体代表者として団体登録をすることができる。

(公認資格登録)

- 第6条 公認資格を取得した者は、個人会員登録に加え公認資格登録を行う。
 - 2. 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、当該資格は有効でなくなる。
 - 3. 休会員には、前項の規定は適用しない。

(登録の期間)

- 第7条 登録の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年とする。
 - 2. 登録は、会員(個人、団体)の申請により、毎年更新するものとする。

(登録の申請)

- 第8条 登録(登録の更新を含む。以下同じ)をしようとする者は、所定の申請方法で、登録費を添えて、その者の住所(団体の場合は所在地)またはその者の所属する団体の所在地のいずれかを 統括する都道府県柔道連盟(協会)に申請する。
 - 2. 本部会員は、直接本連盟に申請することができる。
 - 3. 前条第2項の定めによる登録の更新の申請は、毎年5月末日までにしなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期限後においても団体・個人登録は毎年2月 末日まで、公認資格登録は毎年9月末日までに申請することができる。

(登録事務の処理)

第9条 登録の申請を受けた都道府県柔道連盟(協会)は、申請の内容を確認の上、速やかにその旨、手 続きを行うものとする。

(登録証)

第10条 本連盟は、登録した個人会員に対し、所定の登録証を交付するものとする。登録証の交付は、 登録の申請を受理した都道府県柔道連盟(協会)等が承認後、登録費を納入した個人会員が オンライン登録上で、その旨、手続きを行うものとする。

(二重登録の禁止)

第11条 一つの都道府県柔道連盟(協会)等を通して登録した者は、その登録の有効 期間中は他の都 道府県柔道連盟(協会)等を通して重複して登録することはできない。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第12条 登録した者は、登録の申請の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、届け出なければならない。

(登録費等)

- 第13条 登録をする会員(個人、団体)が申請の際に納付すべき登録費の額は、本連盟に納入する分と、都道府県柔道連盟(協会)等に納入する分を合算した金額とする。
 - 2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。

(登録)

会員資格	登録区分	登録費
個人会員	役員等	2,600円
	学校顧問	無料
	社会人	1,600円
	出身校(社会人)	1,600円
	出身校 (大学在学中)	1,300円
	大学生	1,300円
	高校生	1,000円
	中学生	800円
	小学生	500円
	未就学児	無料
	休会員	免 除
	本部会員	10,000円
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円
	大学 (専門学校含む)	2, 500円
	少年(中学生を含む)	1,500円
	少年(小学生・未就学児)	500円
(公認資格登録費)		
資格区分		登録費
審判員	顧問審判員	20,00円(初回のみ)
	Sライセンス審判員	3,000円
	Aライセンス審判員	2, 500円
	Bライセンス審判員	1, 500円
	Cライセンス審判員	1,000円
指導員		1,000円
形審査員		1,000円

ただし、在学中の者については、公認資格登録費を無料とする。

(保険料) 障害補償・見舞金制度保険料

500円(年齢にかかわらず一律)

公認指導者賠償責任保険料(任意契約分)

所定の金額

- 3. 登録費のうち、都道府県柔道連盟(協会)納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に 応じ、対応する本連盟納入分の額の2倍に相当する金額を上限として、都道府県柔道連盟(協 会)が定めるものとする。
- 4. 登録の手続きが完了した後は、一旦納入された登録費はいかなる理由があっても返還しない。
- 5. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。
- 6.登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。

(登録費の免除)

第14条 本連盟の理事会が認めた者は、登録費を免除することができる。

2. 休会員は、休会を認定された翌年度から休会期間 (1年、2年、3年) に応じた登録費用及び 保険料が免除される。

(登録費の特例)

第15条 第8条第2項の定めにより、本部会員に係る登録費の額は、第13条第2項に定める本連盟 納入分の金額とする。

(登録の拒否)

- 第16条 本連盟は、登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を拒 否することができる。
 - (1) 登録の申請に関し、虚偽の申告をしたとき。
 - (2) 申請前1年以内に登録の取消しを受けた者であるとき。
 - (3) 柔道以外の格闘技系競技(プロレス、プライド、K-1等)において、プロ選手または プロコーチとして登録され、または契約している者および登録または契約が終了してか ら、競技者として活動しようとする者にあっては3年間、それ以外にあっては1年間を それぞれ経過していない者であるとき。
 - (4)過去において倫理・懲戒規定第2条に掲げる違反行為をする等、本連盟の会員としてふさわしくないと認められる者。

(脱退)

第17条 本連盟の会員であることをやめようとするときは、その者が登録の申請をした都道府県柔道 連盟(協会)を通して、本連盟に脱退届を提出するものとする。

(登録の取消し)

第18条 虚偽の申請に基づき登録したときは、その者の登録を取消すことができる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決裁を経て行う。

附則

- 1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成9年4月1日から一部改正(登録費)して施行する。
- 3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正(登録費と対象)して施行する。
- 4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正(登録の拒否)して施行する。
- 5. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 6. この規程は、平成25年4月1日から一部改正(登録の区分の変更)して施行する。
- 7. この規程は、平成26年4月1日から一部改正(特別会員の廃止等)して施行する。
- 8. この規程は、平成27年4月1日から一部改正(オンライン登録への変更)して施行する。
- 9. この規程は、平成27年11月30日から一部改正(公認資格登録追加等)して施行する。
- 10. この規程は、平成29年4月1日から一部改正(改廃条文の改正、休会員の新設、登録要領の廃

- 止) して施行する。
- 11. この規程は、平成30年12月10日から一部改正(登録区分、公認資格登録費変更)し、平成31年度登録から施行する。
- 12. この規程は、2022 (令和4) 年3月16日から一部改正(個人会員資格) して施行する。
- 13. この規程は、令和5年4月1日から一部改正(保険料改定)して施行する。